

第14号議案

品川区子ども家庭支援センター条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月19日

品川区長 濱 野 健

品川区子ども家庭支援センター条例

(設置)

第1条 子育てに関する相談および事業を通じて、子どもおよびその家庭を支援することにより、区民が安心して子どもを産み育てることができる環境の充実を図るため、品川区子ども家庭支援センター（以下「センター」という。）を東京都品川区二葉一丁目7番15号に設置する。

(事業)

第2条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子どもおよびその家庭に関する総合相談
- (2) 支援を要する子どもおよびその家庭への援助
- (3) 子どもおよびその家庭の支援に関する情報の提供
- (4) 子どもおよびその家庭の支援に関する関係機関との連携および調整
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

(委任)

第3条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(品川区立家庭あんしんセンター条例の一部改正)

2 品川区立家庭あんしんセンター条例(平成14年品川区条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号アを次のように改める。

ア 育成相談その他の児童に関する相談

(説明) 品川区子ども家庭支援センターを設置する必要がある。